

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月 1日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第5号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校等の設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定による学校設置の認可の申請若しくは法第130条第1項の規定による専修学校の設置の認可の申請又は施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校の設置の届出は、開設予定期日の30日前までに施行規則第3条に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 幼稚園設置の<u>認可の申請</u>にあつては、前項各号に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(分校設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第6条 施行令<u>第23条第9号</u>の規定による幼稚園若しくは高等学校の分校設置の認可の申請又は施行令第24条の3の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校設置の届出は、施行規則第7条に規定する書類及び図面のほか、第3条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(設置者変更の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第12条 法第4条第1項若しくは法第130条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請又は施行令第25条第2号の規定による設置者の変更の届出は、変更期日の30日前までにしなければならない。</p> <p>(学校若しくは分校、課程、学科等の廃止の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第13条 法第4条第1項の規定による学校若しくは高等学校の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の廃止の認可の申請若しくは施行令<u>第23条第2号</u>の規定による高等学校の学科若しくは<u>同条第9号</u>の規定による幼稚園若しくは高</p>	<p>(学校等の設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定による学校設置の認可の申請若しくは法第130条第1項の規定による専修学校の設置の認可の申請又は<u>法第4条の2の規定による幼稚園の設置の届出若しくは施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校の設置の届出は</u>、開設予定期日の30日前までに施行規則第3条に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 幼稚園設置の<u>届出</u>にあつては、前項各号に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(分校設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第6条 施行令<u>第23条第1項第9号</u>の規定による高等学校の分校設置の認可の申請又は<u>施行令第23条第2項の規定による幼稚園の分校設置、施行令第24条の3の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校設置の届出は</u>、施行規則第7条に規定する書類及び図面のほか、第3条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(設置者変更の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第12条 法第4条第1項若しくは法第130条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請又は<u>法第4条の2若しくは施行令第25条第2号の規定による設置者の変更の届出は</u>、変更期日の30日前までにしなければならない。</p> <p>(学校若しくは分校、課程、学科等の廃止の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第13条 法第4条第1項の規定による学校若しくは高等学校の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の廃止の認可の申請若しくは施行令<u>第23条第1項第2号</u>の規定による高等学校の学科若しくは<u>同項第9号</u>の規定による高等学校の</p>

等学校の分校の廃止の認可の申請又は施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校若しくは同条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校若しくは施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに、施行規則第15条に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。

分校の廃止の認可の申請又は法第4条の2の規定による幼稚園の廃止の届出若しくは施行令第23条第2項の規定による幼稚園の分校、施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校若しくは同条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校若しくは施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに、施行規則第15条に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。